

島根県森林資源デジタル管理推進対策補助金交付要綱

令和2年4月16日 森第67号

(趣旨)

第1条 県の交付する森林資源デジタル管理推進対策補助金については、補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号。以下「規則」という。）に定める事項のほか、この要綱に定めるところによるものとする。

(事業の内容)

第2条 事業の内容については、次のとおりとし、本事業の実施主体（以下「事業実施主体」という。）、補助率は別紙1のとおりとする。

1 レーザ計測情報整備

高精度な森林資源情報の把握等を目的とした、レーザ計測や森林情報の解析に対して支援を行う。

2 路網線形設計支援ソフト整備

効率的な路網整備の推進を目的とした、レーザ計測データを活用し、効率的な路網線形の設計を支援するソフトウェアの導入に対し支援を行う。

3 3次元設計ソフト整備

林道整備等における業務の効率化・省力化に向けたICT活用工事の推進を目的とした、3次元点群データを活用して設計を行うソフトウェアの導入に対し支援を行う。

4 ICT生産管理ソフト等整備

林業における森林資源管理・木材生産管理の効率化に向けて、ICT生産管理を行うためのソフトウェア並びに林内測位・通信機器の導入及びソフトウェア・機器の技術カスタマイズや操作研修に対し支援を行う。

5 所有者情報等の精度向上

現地調査等により林地台帳の情報の精度を向上させる取組に対し、支援を行う。

(補助金の交付申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする者は、規則第4条の規定により、補助金交付申請書（様式第1号）を知事に提出しなければならない。

(申請内容の変更)

第4条 規則第9条第1項の規定により変更が生じた場合、補助事業者は変更承認申請書（様式第2号）を知事に提出しなければならない。

2 事業の変更等承認申請の際には変更計画を添付するものとする。

(概算払請求)

第5条 補助事業者は、概算払請求をする場合において、補助金概算払請求書（様式第3号）を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第6条 補助事業者は、規則第10条の規定により補助事業が完了したときは、実績報告書（様

式第4号)を事業完了の日から起算して1ヵ月以内又は補助金の交付決定のあった年度の末日のいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。

なお、補助金の全額が概算払により交付された場合における報告の期日は、前記の規定にかかわらず、補助金の交付決定のあった年度の3月末日までとする。

2 補助事業者は、事業実施年度の翌々年度末時点における第2条4に係るソフトウェア及び林内測位・通信機器の活用状況等を(様式第6号)に取りまとめ、その翌年度の7月末までに知事に報告するものとする。

(処分の制限を受ける機械及び器具)

第7条 規則第13条第1項第4号の規定に基づき知事が定める財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の機械及び器具とする。

(書類の経由)

第8条 この要綱等に基づき、補助事業者が知事に提出する書類は、所管する支庁、各農林水産振興センター、または各農林水産振興センター各事務所を経由しなければならない。

2 所管する支庁長、各農林水産振興センター所長、または各農林水産振興センター各事務所長は、書類の確認、並びに実績報告書の提出があった場合には完了検査を実施して検査報告書及び検査調書を添えて知事に進達するものとする。

(書類等の整備保存)

第9条 補助事業者は、この事業にかかる収入及び支出を明らかにした帳簿を備えるとともに、当該収入及び支出についての証拠書類を、補助事業の完了の翌年度から起算して5年間整備、保存しておかなければならない。

(交付決定前の着手)

第10条 交付対象事業の着手は、原則として県からの交付決定通知を受けて行うものとするが、当該年度において、やむを得ない事情により、交付決定前に着手する必要がある場合は、補助事業者は必要性を十分検討した上で、その理由を具体的に付して、決定前着手届(様式第5号)を知事に提出しなければならない。

附則 この要綱は令和2年4月16日から施行する。

附則 この要綱は令和4年5月2日から施行する。

附則 この要綱は令和5年5月26日から施行する。

附則 この要綱は令和6年4月18日から施行する。

別紙 1

1 事業実施主体、補助率

メニュー	事業実施主体	県の補助率
(1) レーザ計測情報整備	島根県知事が事業実施主体として認める市町村、林業経営体等	県の実施要領別紙 1 による
(2) 路網線形設計支援ソフト整備	島根県知事が事業実施主体として認める市町村、林業経営体等	県の実施要領別紙 1 による
(3) 3次元設計ソフト整備	島根県知事が事業実施主体として認める市町村、林業経営体等	県の実施要領別紙 1 による
(4) ICT 生産管理ソフト等整備	市町村、国立大学法人、効率的かつ安定的な林業経営や林業経営の継続性の確保を目指す林業経営体として林野庁長官が別に定める考え方に則って島根県知事が選定した林業経営体、森林組合等（森林組合、生産森林組合及び森林組合連合会をいう。）、林業労働力の確保の促進に関する法律（平成 8 年法律第 45 号）第 11 条の林業労働力確保支援センター、その他島根県知事が事業実施主体として適当と認める団体等	県の実施要領別紙 1 による
(5) 所有者情報等の精度向上	市町村	県の実施要領別紙 1 による

(様式第1号)

番 号
令和 年 月 日

島根県知事 様

市(町村)長

令和 年度島根県森林資源デジタル管理推進対策補助金交付申請書

令和 年度において、下記のとおり事業を実施したいので補助金 円を
交付されたく申請します。

記

1 事業の目的

2 事業の内容及び経費の区分

(1) 事業の内容

事業区分	事業費
	円

(2) 経費の区分

事業区分	総事業費	補助事業に 要する経費	経費の配分		備考
			県補助金	市町村費	
	円	円	円	円	

3 事業完了予定年月日

令和 年 月 日

4 収支予算

(1) 収入

事業区分	予算額	内訳		備考
		県補助金	市町村費	
	円	円	円	

(2) 支出

事業区分	予算額	経費積算基礎
	円	

(注) 経費積算基礎は、補助対象経費ごとに区分して記載する。

(様式第2号)

番
令和 年 月 日 号

島根県知事

様

市(町村)長

令和 年度島根県森林資源デジタル管理推進対策補助金変更承認申請書

令和 年 月 日付け 第 号で補助金交付決定通知のあったこの事業について、下記のとおり計画を変更したいので承認されたく申請します。

記

1 変更の理由

2 変更の内容

(1) 事業の内容

事業区分	事業費
	円

(注) 変更部分がわかるように該当欄の上段に変更前を、下段に()書きで変更後を入力する。

(2) 経費の区分

事業区分	総事業費	補助事業に 要する経費	経費の配分		備考
			県補助金	市町村費	
	円	円	円	円	

(注) 変更部分がわかるように該当欄の上段に変更前を、下段に()書きで変更後を入力する。

3 事業完了予定年月日

令和 年 月 日

4 収支予算

(1) 収入

事業区分	予算額	内訳		備考
		県補助金	市町村費	
	円	円	円	

(注) 変更部分がわかるように該当欄の上段に変更前を、下段に () 書きで変更後を入力する。

(2) 支出

事業区分	予算額	経費積算基礎
	円	

(注1) 経費積算基礎は、補助対象経費ごとに区分して記載する。

(注2) 変更部分がわかるように該当欄の上段に変更前を、下段に () 書きで変更後を入力する。

(様式第3号)

番 号
令和 年 月 日

島根県知事 様

市(町村)長

令和 年度島根県森林資源デジタル管理推進対策補助金概算払請求書

令和 年 月 日付け 第 号で補助金交付決定通知のあったこの事業
について、下記により金 円を概算払によって交付されるよう請求します。

記

1 事業の内容及び概算払請求額の内訳

事業区分	補助金交付決定額 (A)	既受領済額(B)		今回請求額(C)		残金(A)-(B+C)	
		金額	出来高	金額	月 日 までの(予定)出来高	金額	3月31日 までの予定 出来高
	円	円	%	円	%	円	%

2 事業完了予定年月日

令和 年 月 日

(様式第4号)

番 号
令和 年 月 日

島根県知事 様

市(町村)長

令和 年度島根県森林資源デジタル管理推進対策補助金実績報告書

令和 年 月 日付け 第 号で補助金交付決定通知のあったこの事業
について、下記のとおりその実績を報告します。

(なお、あわせて補助金の精算額 円の交付を請求します。)

記

1 事業の実施

(1) 事業の内容

事業区分	事業費
	円

(2) 経費の区分

事業区分	総事業費	補助事業に 要する経費	経費の配分		備考
			県補助金	市町村費	
	円	円	円	円	

2 事業完了年月日

令和 年 月 日

3 事業収支精算

(1) 収入

事業区分	予算額	精算額	差引増減(△)	備考
	円	円	円	

(2) 支出

事業区分	予算額	精算額	差引増減(△)	精算額内訳
	円	円	円	

(注) 精算額内訳欄は、補助対象経費ごとに区分して記載する。

(様式第5号)

番 号
令和 年 月 日

島根県知事 様

市(町村)長

令和 年度島根県森林資源デジタル管理推進対策補助金交付決定前着手届

島根県森林資源デジタル管理推進対策補助金交付要綱第10条の規定に基づき、別記条件を了承の上、下記のとおり提出します。

記

- 1 事業費
- 2 着手予定年月日
- 3 交付決定前の着手を必要とする理由

(別記条件)

- 1 交付決定を受けるまでの期間に天災等の事由によって実施した施策に損失を生じた場合は、これらの損失は補助事業者が負担すること。
- 2 交付決定を受けた補助金額が交付申請額または交付申請予定額に達しない場合においても、異議を申し立てないこと。
- 3 当該施策については、着手から交付決定を受ける期間内においては計画の変更は行わないこと。

(様式第6号)

番 号
年 月 日

島根県知事 様

市（町村）長

令和 年度 島根県森林資源デジタル管理推進対策のうち ICT 生産管理ソフト等
整備に係る活用状況等の報告について

島根県森林資源デジタル管理推進対策補助金交付要綱第6の2の規定に基づき、本事業により導入した ICT 生産管理ソフト等の活用状況等を別添のとおり報告します。

別添

ICT 生産管理ソフト等活用状況等報告書

1. 事業実施年度 令和 年度

2. 事業実施主体及び活用状況の概要等

No.	事業実施主体	経費区分と導入ソフトウェア・導入機器 (導入ソフトウェアごとに記載)	活用状況の概要※1	ソフト導入前後の効率化・省力化等の状況※2		
				指標	導入前	導入後 (事業実施年度の 翌々年度末時点)
例	〇〇森林組合	①木材検収ソフト ②GNSS受信機	中間土場における検知作業で活用し、直送に係る作業の効率化を達成。	検知作業に要する時間	1.2h/千本	0.4h/千本
1						
2						

※1 定性的に評価できる事項がある場合には、本欄に記載すること。

※2 導入したソフトウェア等の活用場面において測定可能な定量的に評価できる指標を設定すること。